

河内国高連御牧関連文書

平成一八年度に購入した本史料（函架番号四〇七一―一）は、墨付き二枚（第一紙三〇・四糎×四一・三糎、第二紙三〇・四糎×四一・二糎）の卷子本だが、前部を欠いており、本来三紙以上で構成されたものである。前欠の一通を含めた六通の文書は、いずれも「河内国高連御牧」に関連するもので、六通目の建武元年（一一三三―四）九月一日沙弥願念讓状案以外は、『鎌倉遺文』（東京堂出版）の補遺第三巻に一五四六号から一五五〇号として収載されている（以下号数のみを示した文書は『鎌倉遺文』所収文書）。なお出典は「関戸守彦所蔵文書」とあり、名古屋の実業家として著名な関戸家の旧蔵史料であったらしい。本文は、各文書冒頭に「校正了」と注記され、書出部分と署判部分に合点が付されており、高連御牧についての訴訟担当者が、証拠書類を書写した校正案文であることがわかる。

しかし、この高連御牧について河内国に所在したことを前提に、各種地名辞典を確認しても、「高連」に通じるような地名情報は得られない。また河内国に限定しない場合でも、該当する地名は確認できなかった。唯一『吾妻鏡』文治二年（一一八六）六月九日条に「高連島」と見えるが、具体的な記載はない。また「御牧」の呼称から、本来勅旨牧であったと思われるが、そ

の他に「河内国高連御牧」という牧名から得られる情報は皆無といえる。従って読み方も、便宜付したものである。

そこで六通の文書に見えるいくつかの人名から、高連御牧がどのような牧であったのかについて推定してみることにしたい。まず一通目の建長六年（一一五四）五月七日関東御教書案に連署する差出のうち、「相摸守」が執権北条時頼、「陸奥守」が連署北条重時であり、その宛所「陸奥左近大夫将監」と二通目の差出「左近将監平長時」が同一人物であって、六波羅探題北方北条長時であることは間違いない。そしてその長時から、高連御牧庄官等の所職を安堵するように、との幕府の決定を伝達された「石見前司」は、五通目の差出として「前石見守友重」と見えている。

その五通目前石見守友重書状案の宛所「佐治左衛門尉殿」は、注記に「自本所被遣于武家返事」とあり、武家方の人物であったと思われる。おそらく『経俊卿記』正元元年（一一五九）五月二九日条「自六波羅、佐治左衛門尉重家、捧將軍御書参上」と見える人物と同一であろう。彼は『民経記』にも「東脚左衛門尉重家、馳参龟山殿了」（弘長元年（一一六一）五月二日条）と見え、『葉黄記』でもたびたび北条重時や長時の使者を務めており、寛元四年（一一四六）

八月二五日には葉室定嗣の病を訪っている。重家は公武間の連絡を担当する武士であり、幕府側の窓口であったといえる。本史料五通目は、高連御牧の荘官等を還補するように通達されたことに対して、本所と思われる「今出河尼御前」が何らかの回答を示したため、それを取り次いだ弾正少弼惟治の奉書（本史料四通目）とその返事を、裁許を下した幕府の窓口である重家に進上した際に作成されたものである。すなわち友重は、朝廷側の窓口として武家側の重家と連絡を取り合っているのであった。

ところで『鎌倉遺文』によれば神護寺文書に、建長二年に丹波国吉富荘と細川荘の間で争われた、境界及び通路に関わる相論文書（七一六七号と七一七五号）が残されており、「石見前司」（七一六八号）と呼ばれ、「前石見守友景」（七一六九号）と称する人物が見えている。この友景は、『民経記』寛元四年二月八日条に「石見前司友景中原」と見える中原友景のことであろう。彼は嘉禄二年（一二二六）二月二日に「使宣旨」を受け（『民経記』）、その後寛元四年まで検非違使であったことが確認できる（宮崎康充『検非違使補任』続群書類従完成会）。

また『葉黄記』にはしばしば登場し、「下北面」（寛元四年三月二日条など）、「北面衆」「五位」（同年四月二七日条）、「院御殿案主」（宝治二年（一二四八）八月一日条）などがあり、「武家事問答之仁敷」（同年七月一日条）と認識される、朝廷側の窓口を務めた人物であった。友景は、宗像神社の大宮司職をめぐる相論の際にも奉書を認めており（七二二八号）、当該期の実務官人としての活躍ぶりがうかがわれ、播磨国東河合荘を給わっていること（寛元四年四月一二日条）などを踏まえれば、有能な人物だったらしい。とくに、西園寺実氏の「後見」（宝治二年七月一日条）と目され、しばしば実氏の使者

を務めた（寛元四年二月二五日条・宝治元年正月一日条のほか、『民経記』寛元四年一月二八日条など）。

ところで神護寺文書中の友景奉書（七一六七号・七一七一号）二通が宛所とする「佐治左衛門殿」は先の佐治重家であり、友景は朝廷側の窓口として武家の窓口である重家と連絡を取り合っている。つまり「石見前司友景」と「石見前司友重」の役割は全く一致するのであって、両者は同一人物とみるのが自然である。同一人物とすればどちらかの人名が誤っていることになるが、東京大学史料編纂所蔵神護寺文書影写本を確認したところ、明らかに「友景」であった。また本史料の、署名と一通目二文字目の「重」を比較すれば、やはり署名は「友重」とすべきである。いま、本史料が案文であることを勘案すれば、書写者の誤写の可能性は拭いきれず、他史料における中原友景の活動も考慮して、「友重」が友景の誤写と判断するのが妥当だろう。

そしてこの書状の発給者が中原友景であるとすれば、高連御牧についての若干の手がかりを与えてくれる。それは「今出河尼御前」の記載であり、注記からも彼女が本所であったとみて問題はないであろう。この頃の今出川には、西園寺家の邸宅今出川殿が存在したことが知られており、建長六年二月には西園寺公相の娘である大宮院が産所とするため御幸している（『御産部類記』）。友景はこの大宮院御産の際に今出川殿にあり、西園寺家との関係が格別なものであったことを裏付けている。「今出河尼御前」を確定することはできないが、西園寺家所縁の人物であったとみて間違いなく、友景と西園寺家との関係を踏まえ、西園寺家は牧との関係が深かったという指摘（網野善彦「西園寺家とその所領」『網野善彦著作集 第三卷』岩波書店、二〇〇八年〈初出『国史学』一四六号、一九九二年〉）も勘案すると、高連

御牧が西園寺家を本所とする牧であった可能性は、きわめて高いと思われる。

河内国内の牧としては、現在の大阪府藤井寺市周辺に比定される会賀牧と福地牧が知られる。両牧は平安期に勅旨牧として成立したとみられ、その後も皇室領として経営された。そして建久三年（一一九二）に後白河院領から「可為公家御沙汰」（『玉葉』二月一八日条）所領のうちに数えられ、鎌倉後期には西園寺家の管理下にあった（『公衡公記』弘安一年（一一八八）正月三日条）。牧の性格上、その立地条件には制限があったものと思われ、あるいは高連御牧も両牧周辺に所在し、会賀・福地両牧を含めた一帯を西園寺家が管理していた、とする想定も可能であろう。

ところで本史料の紙背には、紙継ぎ目に花押がすえられているほか、応安五年（一一三二）に発生したという聖徳太子降臨の一件が記されている。この本文は、花押にかからぬように記されているところから、校正案文を紙背として書かれたものであり、表裏の成立時期は校正案文が先で、聖徳太子降臨一件記事が後、ということになる。残念ながら、降臨の記事については後部を欠くので、その顛末を知ることができない。

ちなみに、延享三年（一七四六）成立とされる法隆寺の研究書『古今一陽集』「極楽寺」の項に、「応安五載壬子、後円融院 治世五月五日酉刻、太子託極楽寺下部覚一法師、有御託宣、御託宣記別有之、秘記也此記中止住僧齋戒円藏・経聖・慶円三口之僧名載之、何許人、可正之、とある。まさに本史料紙背の記事を指しており、聖徳太子の託宣記として、法隆寺内で秘記とされたものであったことがわかる。ただし『古今一陽集』が僧名とした「経聖」について、紙背記事には「経聖リ」とあって、慶円は法華経納経のため廻国した行者「キョウウヒジリ」であった、としているのだろう。極楽寺の性格や、寺を構成する僧侶の

立場などを知るうえで興味深い。また逆に、本史料から「利春房」・「静基」といった僧名が確認できる。

もし本史料が完全な形で伝来すれば、紙背の託宣記からは、聖徳太子が覚一法師の身を借りて託宣した際の情景や僧侶達の具体的な動き、さらには聖徳太子の託宣内容が判明したはずである。また校正案文からは、改易されようとした高連御牧荘官達の行動内容が明らかになっただろう。失われた部分の情報を推測するほどに、その損失が惜しまれる。

凡例

- 一、使用漢字は、主として常用漢字を使用した。
- 一、本文改行部分に「」を付し、字配りの参考とした。
- 一、各紙最終文字下に「」を付し、紙継目を示した。
- 一、便宜、読点及び並列点を付した。
- 一、人名注は、（ ）で括って標記した。
- 一、校訂注は、「」で括って標記した。
- 一、欠損などにより判読不能な場合は、その字数を□で示し、推定困難な部分は「」で示した。

（櫻井 彦）

〔前欠〕

指重科之上、既經五箇年畢、於今者、俊久之外、至与党之輩者令免許、可被安堵本職歟之由、可被触申〔本之〕所也者、依仰執達如件、

建長六年五月七日

陸奥左近大夫將監殿

相摸守〔北条時頼〕 御判
陸奥守〔北条重時〕 御判

校正了、

六波羅施行案

河内国高連御牧庄官等申、被改易所職由事、去五月七日「關東御教書謹進上候、可安堵本職之由、可被仰下候歟、以此旨」可有御披露候、恐惶謹言、

閏五月七日

進上 石見前司殿

左近將監〔北条〕平長時 御判

校正了、

本所狀

高連御牧庄官等罪科事、依自關東被申候、被止其職候」畢、而今御免之上、不及子細之間、可還補之由御下知候畢、以此「趣可令披露給之旨所候也、氏衡恐惶謹言、

六月二日

謹上 彈正少弼殿

前美濃守氏衡

校正了、

高連御牧庄官等還補事、即被申尼御前御方候之」処、御返事如此、可遣武家給之由所候也、仍執達如件、

六月五日

主馬大夫判官殿

彈正少弼惟治 奉

校正了、

自本所被遣于武家返事

高連御牧庄官等還補事、彈正少弼奉書〔副今出河尼御前〕御返事、以此旨可令申給候、恐惶謹言、

六月五日

進上 佐治左衛門尉殿

前石見守友重〔原〕 裏判

校正了、

願念讓狀案

讓渡 河内国高連御牧西加納下司・公文兩職并屋敷」名田島等事

右件所職・名田島等者、願念為重代開発相伝之地、」当知行無相違之者也、而子息長成相副代々御下文已下」手繼証文等、限永代所讓渡之実也、更不可有他人之妨、」仍為後日龜鏡讓狀如件、

建武元年九月十日

沙弥願念 判

〔紙背〕

于時^{壬子}安五年、五月五日、酉終許リニ、極樂寺ノ下部「覺一法師、俄ニ悶絶僻地ス、爰齋戒円藏、何ナル病ヤラントテ、」ヨテ懐カ、ヘテ居タル処、良暫アリテ、少シ令蘇息之間、苦「痛ノ様ヲ相尋ルニ、覺一法師答云、一人ハ太刀刀ヲ持、弓矢ヲ」持セ玉タル上臈達、我ヲ追ツメ玉ヘハ逃アリク、猶々追マワシ玉テ「悲シキ程ニ、拳ヲ以戦ヒ申ツ、ト云、サテハ付物ニコソトテ、慈救ヲ」唱テ、各々声ヲ揚ケ、精勵テ祈ル事百返許リニ及テ、チト声ヲ」止テ、何ナル付物テ、只今爰ニ来リ玉候ソヤ、ハヤ名乘玉ヘ、ト」責問ヘハ、アラ忝ナヤ、ワ少法師ニ遇テ名ノル事、更々不可有、トテ大ニ訕リ嘲ムク、サラハ又責メ申セ、トテ今度ハ、不動明王ヲ」懋奉リ、錫杖ヲ振テ、面々肝丹ヲ研キ、精誠ヲ勵シ、五牀ニ汗ヲ」流シ、一味強盛ニ、又百返許リ護身シテ、暫又声ヲ止テ、ハヤ、ハ、」名ノリ玉ヘ、ト責レハ、弥、手ヲ以墻壁ヲ打叩キ、足ヲ以フミハネ」アラタツ、爰ニ利春房、トク、名乘玉ヘ、サラスハ不動明王ノ素ヲ以」シハリ申テ、水ノ底ニ投ケ□メ申サン、ト責レハ、アラ、ハ、帔マレヤ、水中ヲ」ヲツル物ナラハコソ、トテ大ニ嘲リ訕リテ、何トワ少法師原セントモ、」ナノラシ、ハ、ハ、トテ詒ケハ、経聖リ慶円房申ク、ワ少法師原トハ申」マシキノ、ト憊メイヘハ、猶、ワ少法師原ソコヲウセネヨ、キタナキ衣」着テ、勤メシヌ様テ、小法師原ノ随一ナレハ、ニクキノカシ、トテ」違フミ」ノケラル、サレトモ小法師ハ、乱行ニハナキノトヨ、ト判、又彦」次郎男手ヲトラヘリ、□□アラキタナヤ、トテ拳ヲ以」違ニハラレテ退キヌ、サラハトテ、急祈ル事如先、暫アリテ」声ヲ止テ、静基ヨテ、付物ニコトノ様ヲ問テ云、抑只今爰ニ」来臨シ玉ヘル靈氣ハ、貴賤男女僧俗存亡ノ間、ツヤ、ハ、其」為躰ヲ知り奉ラス、現世ノ所望歟、

後生ノ追福歟、若又神明歟、仏」陀ニテ御座候歟、慥々ニ委細ノ旨ヲ承テ、一々ニ御意願ヲ叶ヘ奉ラム、ハヤ、ハ、名乗ワタラセ玉候ヘ、就中静基ヲ押籠テ、少法師原ト」承候条、頗以背本意候哉、其故ハ、比丘ノ覺夕相似ノ牀ニハ候ヘ共、」幼少ノ昔ヨリ、老年ノ今ニ至マテ、五八具ノ禁戒ヲ持チ、三衣一鉢ヲ」主領シテ、春秋七旬ニ隣テ、恐クハ久修練行トモ存候物ヲ、返々歎キ」入子細ニ候、ト打口説処ニ、物ノ氣ノ云、道理ソ、サレハコソ汝ニ寸シテ物ヲハイヘ、ト云々、」サラハ疾来臨ノ意趣ヲ語リ玉ヘ、ト云、物ノ氣ノ云、アラ忝ヤ、我ヨナ仏ニモ」非ス、神ニモ非ス、生靈ニテモ無シ、死靈ニモ無シ、追福ヲモ不願、現報ヲモ」不望、死タル物トヤ思ラム、只今モアリ、又常ニ此辺ノ空ニ飛翔テ遊ソ」カシ、覓ハ烏帽子モ着タリシヤラム、今ハ冠リ着タルソトヨ、此辺ハ皆我」統領ソカシ、此処ハ別院ナレトモ、我領内ソ、乃至三口四口、洛ノ外ニモ我領ハ」有リカシ、爰静基大ニ驚入り、座ヲナラシ、威儀ヲ引ツクロヒ、掌ヲ」合テ感涙ヲ押ヘ、上宮法皇ニテ御座候歟、然ルヲ、愚僧凡夫愚昧ニテ、仮リニモ」御座ノ辺斟酌仕ツテ、輒ク今詔ヲ直ニ承候条、真実々々其恐不少」候哉、ト言上仕レハ、ソレハクルシカルマシキノ、サラテハ、誰レニ対面シテ物ヲモ」イフヘキノ、ト宣下アリ、重テ言上スラク、如是忝ク降臨シ御座ス候事ヲ、」争カ我等許リシテ承候ヘキ、急キ寺僧達ニ告ケ申シ、早く請シ奉ラム、ト」申処ニ、宣下ノ御趣ニ云ク、寺僧トハナムソ、其少法師原、ヨモ不シ来々々々、」我ヲヤトモ思ハ、ヤ、ト仰アリ、重テ言上ス、サテハ争カ降□ノ冥□□間ノ」人ハ、信シ奉リ候ヘキ、早く委細ニ御託宣マシ、候ヘ、ト恐々言上仕ル、」サラハ呼ヨセヨカシ、ト仰アレハ、誰人ニテ候ヘキ哉ラン、ト申ニ、鈴フル」□□□□ヘ、ト宣下アリ、□□□□〔後欠〕

